

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (別紙付) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	食糧援助に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	810,000千円 H23.3.31まで	H23.2.18 ～トル (同日)	日本側 城所卓雄在モンゴ ル大使 モンゴル側 ゴンボジヤブ ・ザンダンシヤタル外交 ・貿易大臣	H23.3.2 65号
モンゴル	ウランバートル市水供給改善計 画のための贈与に関する日本国 政府とモンゴル国政府との間の 交換公文	ウランバートル市水供給改善計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	3,305,000千円 H31.12.31まで	H23.6.21 ～トル (同日)	日本側 日野耕治在モンゴ ル臨時代理大使 モンゴル側 コンボジヤブ ・ザンダンシヤタル外交 ・貿易大臣	H23.7.6 233号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴル 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	220,000千円 H28.12.31まで	H23.6.21 ～トル (同日)	日本側 日野耕治在モンゴ ル臨時代強大使 モンゴル側 ゴンボジヤブ ・ザンダンシヤタル外交 ・貿易大臣	H23.7.6 234号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、\_\_\_\_\_と記している。  
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。  
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。